

大隅定住自立圏の形成に関する協定書（案）の項目整理表

視点	政策分野	取組	取組の内容	鹿屋市（甲）の役割	構成市町（乙）の役割	連携する構成市町							
						垂水市	志布志市	大崎町	東串良町	錦江町	南大隅町	肝付町	
1 生活機能の強化 (別表第1)	ア 医療	1 初期救急医療体制の維持・確保	(1) 救急医療体制を維持・確保するための夜間急病センター及び救急医療電話相談センターの設置	(1) 夜間急病センター及び救急医療電話相談センターの設置に向けた整備計画及び運営計画の策定 (2) 計画策定に当たっての鹿屋市医師会等との調整	(1) 計画策定への参画								
		2 救急医療受診の適正化	(1) 圏域の救急医療体制を維持するための救急医療機関の適正受診の啓発	(1) 救急医療に関する出前講座の企画・開催及び乙の出前講座実施の際の、小児科医等の講師としての出席調整 (2) 救急医療に関するフォーラム等の企画・開催 (3) 適正受診啓発用パンフレット等の共同作成及び甲の区域内の住民への配布	(1) 救急医療に関する出前講座の企画及び開催 (2) 救急医療に関するフォーラム等の共催、住民の参加促進 (3) 適正受診啓発用パンフレット等の共同作成及び乙の区域内の住民への配布								
	イ 産業振興	1 圏域内の畜産飼料自給率の向上	(1) 効率的な粗飼料生産体制の確立のためのコントラクター育成及びTMRセンター整備の促進	(1) アグリーン鹿屋が行うコントラクター組織の機械導入及びJA鹿児島きもつきが行うTMRセンター整備の支援 (2) 甲の区域内の農家に対するコントラクター利用促進 (3) 甲の区域内の畜産農家に対するTMRセンターが生産するTMRの活用促進 (4) 水田の転作作物としての飼料稲生産の振興	(1) 乙の区域内の農家に対するコントラクター利用促進 (2) 乙の区域内の畜産農家に対するTMRセンターが生産するTMRの活用促進 (3) 水田の転作作物としての飼料稲生産の振興 (4) 上記の推進に必要な経費の負担								
			(2) 効率的な粗飼料生産体制の確立のための酪農コントラクター組織の整備	(1) 鹿屋市酪農コントラクター事業組合（仮称）の設立、支援 (2) 大隅広域酪農コントラクター利用組合（仮称）の設立及び甲の区域内の酪農家の当該利用組合への加入促進 (3) 甲の区域内の利用組合員以外の農家の鹿屋市酪農コントラクター事業組合（仮称）の利用促進	(1) 乙の区域内の酪農家の大隅広域酪農コントラクター利用組合（仮称）への加入促進 (2) 乙の区域内の利用組合員以外の農家の鹿屋市酪農コントラクター事業組合（仮称）の利用促進 (3) 上記の推進に必要な経費の負担								

視点	政策分野	取組	取組の内容	鹿屋市(甲)の役割	構成市町(乙)の役割	連携する構成市町						
						垂水市	志布志市	大崎町	東串良町	錦江町	南大隅町	肝付町
2 結びつきやネットワークの強化 (別表第2)	ア 地域公共交通	1 交流人口の増加のためのバスネットワークの構築	(1) 九州新幹線、さんふらわあ等の誘客効果を大隅地域へ導入するとともに、大隅地域住民の県都鹿児島市への交通の利便性の向上を図るための、 ・鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスと鹿屋～各市町の路線バスの接続調整 ・フェリー等と路線バスの接続調整 によるバスネットワークの構築	(1) 鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスの運行及び利用促進 (2) 直行バスと甲乙間を結ぶ路線バスの接続調整 (3) 鹿屋市中心部のバス待合施設の機能充実、観光・交通情報等の提供 (4) 廃止路線代替バス及び生活交通路線の運行維持	(1) 直行バスの利用促進 (2) 直行バスと甲乙間を結ぶ路線バスの接続調整 (3) 甲のバス待合施設を活用した観光・交通情報等の提供 (4) 廃止路線代替バス及び生活交通路線の運行維持 (5) 上記の推進に必要な経費の負担							
	イ 地域内外の住民との交流・移住促進	1 圏域への誘客の促進及び観光資源のネットワーク化	(1) スポーツ合宿・大会等の誘致・開催によるスポーツ交流を促進し、遊休施設を利活用するための、 ・地域内のスポーツ施設等のネットワークの構築 ・広報・PR によるスポーツを核とした交流人口の増加	(1) スポーツ交流促進情報システムの構築・運営 (2) 甲の区域内の施設の予約状況等の情報の更新 (3) スポーツ合宿等に関する広報PRの企画・実施 (4) パンフレット作成に伴う資料の集約及び作成	(1) システムを活用し、乙の区域内の特色ある施設等の利活用促進による交流人口の増加促進 (2) 乙の区域内の施設の予約状況等の情報の更新 (3) システムの運用に関する応分の負担 (4) 甲が企画するスポーツ合宿等に関する広報PRへの参画 (5) パンフレットの作成のための資料提供							
3 圏域マネジメント能力の強化 (別表第3)	ア 圏域内市町の職員等の交流	1 広域の計画策定や研修を通じた圏域内の市町職員の交流の促進	(1) 本協定に基づく、計画策定を通じた職員の交流促進	本協定に基づく、計画の策定に当たっての事務局の設置・運営	本協定に基づく、各計画の策定に当たり甲が設置する事務局への乙の職員の派遣							
			(2) 本協定に基づく、鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスのPR・キャンペーン活動を通じた職員の交流促進	鹿児島中央駅直行バス利用促進PR・キャンペーン活動の企画・実施	甲が行う鹿児島中央駅直行バス利用促進PR・キャンペーン活動への乙の職員の派遣							
			(3) 本協定に基づく、スポーツ合宿及び体験型観光に関する情報システムの管理・運営研修への構成市町職員の出席による交流促進	スポーツ合宿及び体験型観光に関する情報システムの管理・運営研修の企画、実施	スポーツ合宿及び体験型観光に関する情報システムの管理・運営研修への乙の職員の出席							